

投稿年月日	平成２６年９月１２日	投稿者	
ご意見・ご提案 内 容	市営白浜住宅の迷惑駐車について、白浜住宅外周の道路に迷惑駐車が多く、大変危険である。特にＡ棟Ｂ棟の前が酷い。 外周道路は駐車禁止区間では無いので、道路交通法には抵触しないが、車庫法に違反している。（道路以外に保管場所を設ける義務がある。） 違法駐車車両がある為、離合困難、子供の飛び出し事故の危険がある。指導して駐車しないようにして頂きたい。（そもそも保管場所が無いのに、車を購入するのが非常識） 改善されない様ならば、自動車保管場所法違反で警察に相談する所存です。		
回 答	平成２６年９月１６日１６時頃、現地を確認しました。ご意見のとおり路上駐車が１０台ほど確認されました。 団地内には既に駐車禁止の看板も設置してありますが、聞き入れてもらえてない状況のようです。 迷惑駐車につきましては、入居者のモラルが問題であるため、団地内の外周道路には、駐車しないよう入居者全員へ通知文書を送付いたします。また、機会ある度に迷惑駐車しないよう指導して参ります。 なお、自治会長さんにもその旨の協力要請を行いました。 以上が相談の回答です。ご不満な点もあろうかと思いますが、ご理解いただきますようよろしくお願いします。		
担当課	都市計画課		